

個人質問(9月18日) さはしあこ議員

さはし議員は学童保育の充実と学校の運動場の狭さについて質問しました。

学童保育の基準改善を 指導員や施設の確保などに支援を

子ども・子育て支援新制度において、学童保育は、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置づけられ、設備および運営の基準を条例で定めることが義務づけられました。さはし議員は、国の基準を踏襲するのではなく「最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない」という条例の趣旨を活かして具体的な改善を盛り込むよう求めました。

資格をもった複数の専任指導員の配置を

さはし議員は「指導員の配置基準について国基準では、指導員の数は2人以上、ただし有資格者が1人いれば、あとは補助員でよいとされています。ただし書きを削除し、資格を有する指導員を2人以上配置するようにすべき」と求めました。

局長は「基準以上にすると運営できなくなるところが出るので基準通り」という回答。

さはし議員は「積極的に財政支援を行って有資格の指導員複数配置を」と強く求めました。

土地や施設の確保に対する支援の強化を

今でも40人を超えている学童保育が21か所あります。40人を超えたら分割という基準も「当分の間」は認められます。分割どころか、いまでも立ち退きなどで、土地や施設探しに苦労しているのが実態です。さはし議員は「分割や新設を促進するために、市が土地や施設の確保に対する支援の強化を」と求めました。局長は「これまでもさまざまな支援を行っている。支援することは重要と認識し、事業のより安定的な継続に向けた様々な支援策を今後も検討したい」と答えました。



運動場が基準 (10㎡程度) より小さい小学校は50校も 小学校263校で3㎡~107㎡の格差是正を

運動場が狭い現状をどうするのか

小中学校の運動場の基準(最低基準)は平成14年に制定され、一人10㎡が目安になっています。緑区内の小学校は一人あたり5㎡~45㎡です。市内では一人当たり平均14㎡、3㎡~107㎡と大きな開きがあります。さはし議員は「小学校263校はすべて設置基準を満たしているのか」とたどしました。教育長は「基準制定後の設置校では満たないのは1校だけ」と答えました。

さはし議員は、「基準制定以前の学校では、運動場の狭い学校が少なくない。プールや中庭まで運動場面積に入れるのは納得しがたい。大高南小学校(緑区)

小・中学校設置基準(平成14年3月29日 文部科学省令)

	児童数	面積(㎡)
小学校	1人以上240人以下	2,400
	241人以上720人以下	2,400+10×(児童数-240)
	721人以上	7,200
中学校	1人以上240人以下	3,600
	241人以上720人以下	3,600+10×(生徒数-240)
	721人以上	8,400

は今年5月1日の児童数は447人だが、6年後は、約2倍になるという見通しであり、どうするのか」と迫りました。教育長は「設置基準以前の学校には適用されないが、現在の人数と運動場面積で見ると約50校程度が基準を下回る。体育館やプールの重層化など限られた土地の有効活用を図る」と答えました。

さはし議員は、「周辺の土地の活用も含めて考えよ。今より運動場の面積をせまくすることがないようにしっかり取り組んでいただきたい」と強く求めました。

